

倉情・個審答申第23号

平成17年4月15日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 白井公平

平成16年11月30日付け契第145号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成16年10月20日付け契第128号で行った行政文書の部分開示決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成16年10月8日、倉敷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して「中島地内下水道関係（JV）の公正入札調査委員会の議事録」に係る行政文書についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「中島地区下水道管理設工事（その16-1）に関する談合情報を受けて実施された公正入札調査委員会の議事録」を特定し、条例第7条第6号（審議，検討等に関する情報）に該当する情報が含まれていることを理由として、これらの情報が含まれている部分を除いて開示する部分開示決定を行い、平成16年10月20日付け契第128号により異議申立人に通知した。

不開示とした部分及び理由は、次のとおりである。

(1) 開示しない部分

議事録のうち、議事内容に係る部分

(2) 開示しない理由

条例7条第6号に該当

公正入札調査委員会では、事情聴取や内訳書の精査などの結果を判断材料とし、当該調査事案が違法な行為であるか否かについて市としての結論を導き出すこととなっている。

審議に当たっては、各委員が「肯定」や「否定」の様々な考えを述べ、一方に偏らない公正な結論となるようにすることが非常に重要となるが、請求のあった行政文書（当該検討経過を記述した議事録）を公表すれば、特定の立場の者の意に添わない意見を言った委員等に対して不当な圧力がかかるおそれがある。

その結果、行政内部の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、今後の公正入札調査委員会運営に大きな支障が生じるおそれがある。

- 3 異議申立人は、部分開示決定を不服として、平成16年10月27日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 条例第17条の規定に基づき、実施機関は、平成16年11月30日付け契第145号「諮問書」により、倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書で主張する要旨は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が不開示決定した議事内容に係る部分で、発言者の名前を除く部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 情報公開は非常に大切なことなのに、情報を開示しようとする姿勢が全く感じられないことに強く抗議する。
- (2) 開示しない理由のうち「不当な圧力がかかるおそれがある」の「不当な圧力」とは何を意味するのか理解できない。
- (3) 万一「不当な圧力がかかることがあった場合に行政内部の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、今後の公正入札調査委員会の運営に大きな支障が生じるおそれがある」とあるが、公正入札調査委員会とは、そういう圧力により運営に支障が起きるような貧弱なものなのか。それでは市民の大切な財産は守れない。
- (4) どのような審査が行われたかを知りたいのであり、誰の発言であるかは二次的なことであるので、発言者の名前以外は開示すべきであると考え。
- (5) この開示のし方では、密談、密約の委員会である。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容によれば、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

(不開示理由)

公正入札調査委員会は、市が発注する建設工事等の入札に関して談合情報があった場合に、その情報の信憑性や以後の調査、関係機関への通報の要否、談合事実の有無等について委員がそれぞれの意見を発表、議論して結論を出すもので、警察で例えるならば犯罪捜査に当たるものと言える。

もしも委員会の議事録を公開するとなると、その内容から談合情報に対する調査の範囲や程度等が推察され、以後、談合情報があった場合の調査に支障がでるおそれがある。

また、様々な個人や団体が各業者・業界を支援しているが、委員会での発言内容が特定の業者・業界の意に沿わないものであった場合、業者のほか支援している個人、団体から委員の私生活における権利・利益を害する行為が行われるおそれがある。

委員については、倉敷市公正入札調査委員会設置要領等によって明記されており、例え発言者の氏名を隠したとしても、その発言内容から誰であるか特定できる可能性もある。

委員会においては、各委員が自由に発言してこそ、真に公平・公正な判断が可能となるもので、その発言を捉えて何らかの圧力がかかるようなことがあれば、自分の本意ではない意見を言うか、言いたいことはあるが後のことを考え言わないという歪められた状況となり、公正入札調査委員会の本来の目的が達成できなくなってしまう。

以上のことから、議事内容については不開示としているものである。

第5 審査会の認定事実

審査会において認定した事実は、次のとおりである。

- 1 公正入札調査委員会は、倉敷市公正入札調査委員会設置要領に基づき、市が発注する建設工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行う目的で、設置されている。
- 2 公正入札調査委員会は、建設工事等について入札談合に関する情報があった場合、公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、誓約書の提出、入札の延期その他の入札談合に関

する情報があった場合の対応及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関する事項を調査、審議することとなっている。

- 3 公正入札調査委員会は、委員長（総務局担当助役）、副委員長（総務局参与）、委員（経済局長、建設局長、建設局参与、財務部参事、検査担当財務部副参事、契約課長、工事設計担当部署の局長及び部長）をもって構成されている。
- 4 助役委員会は、倉敷市建設工事入札指名等委員会規程に基づき、市が発注する建設工事等の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について、適格業者の公正な指名等並びに契約及び工事施行の適正化を図る目的で、設置することとなっている倉敷市建設工事入札指名等委員会の内の一つで、委員の構成は公正入札調査委員会と同じである。
- 5 平成16年8月25日開催の助役委員会及び平成16年9月1日、9月6日に開催された公正入札調査委員会において、本件談合情報についての審議が行われた。
- 6 議事録は、委員の発言が一言一句正確に記載されている。要約されたものではない。

第6 審査会の判断

公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）は、入札に関する談合の情報を得た場合、談合情報の信憑性や談合の有無について、それぞれの委員の調査結果の意見や調査方法などについて審議し、検討して結論を出す意思決定機関である。

そして委員会の議事録は、意思決定前の審議、検討など重要な事実を記録したもので、これを公にすれば、外部からの不当な圧力や干渉の影響を受け、また、以後の談合情報を得られなくなるばかりか、委員の発言が萎縮し、率直な意見交換ができなくなり、委員会としての機能を損なうものである。

以上、検討したように、委員会の議事録は市の内部における審議に関する情報であって、これを開示すれば率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、条例第7条第6号に該当する不開示情報であると解するのが相当であると判断する。

第7 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年11月30日	諮問書の收受
平成16年12月13日	不開示理由説明書の收受
平成17年 1月31日	第1回審査会
平成17年 2月21日	第2回審査会
平成17年 3月29日	第3回審査会
平成17年 4月15日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 白 井 公 平	弁 護 士
副会長 西 浦 公	岡山商科大学法経学部教授
清 野 幸 代	弁 護 士
守 屋 明	関西学院大学法学部教授
黒 神 直 純	岡山大学法学部助教授